

令和4年10月25日

お客さま 各位

加茂信用金庫

預金規定の改定について

平素より、加茂信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、手形・小切手等の交換決済を「電子交換所」へ移行することに伴い、令和4年11月1日付で下記のとおり預金規定を改定いたします。

なお、改定後の預金規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

改定する預金規定	①当座勘定規定(一般用) ②当座勘定規定(専用約束手形口用)
主な改定点	<ul style="list-style-type: none">・振出人等への支払済手形の受戻期限の設定および同期限経過後の取扱い規程の追加をしました。・イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定への追加をしました。・全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う個人信用情報センターへの登録規定を削除しました。 【手形用法・小切手用法の改定】 <ul style="list-style-type: none">・電子交換所システムの仕様を踏まえ、チェックライターにより金額印字を行う場合には3桁ごとに「,」を印字するよう規定に追加しました。・電子交換所システムの仕様を踏まえ、使用可能文字を一覧化し追加しました。・金額欄、銀行名、QRコード欄への記名なつ印、訂正印等の押なつ、金額複記または訂正等の記載被りを禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所(手形・小切手文句、手形・小切手番号欄、QRコード欄)を追加しました。・小切手用法で金額以外の記載事項訂正するときは、訂正個所に姓だけを自署することに変更しました。・小切手用紙の受取書に、記名なつ印(お届け印)に替えて、自署により請求することに変更となりました。
規定改定日	・令和4年11月1日(火)

以上

当座勘定規定（一般用） 新旧対照表

新（改定後）	旧（改定前）
<p>第 7 条.（手形、小切手の支払）</p> <p><u>（2）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p><u>（3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u></p> <p>第 8 条.（手形、小切手用紙）</p> <p><u>（4）当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u></p> <p><u>（5）手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p><u>（6）当座勘定から支払いをした手形または小切手の用紙はその支払日から 3 カ月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>（7）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（2）（同左）</p> <p>（新設）</p> <p>（4）（同左）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
<p>第 16 条.（印鑑照合等）</p> <p>（1）手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（<u>電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます</u>）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>（1）手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>

(2) 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

(削除)

第 28 条 (成年後見人等の届出)

第 29 条 (保険事故発生時における預金者からの相殺)

第 30 条 (規定の改定)

(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

第 28 条 (個人信用情報センターへの登録)

個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6カ月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。

1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。
2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。

第 29 条 (成年後見人等の届出)

第 30 条 (保険事故発生時における預金者からの相殺)

第 31 条 (規定の改定)

約束手形用法 新旧対照表

新 (改定後)	旧 (改定前)
<p>4.</p> <p>(2) 金額をアラビア数字 (算用数字、1、2 3・・・) で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには、「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印して下さい。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺 (クリアーバンド) などの余白部分 (下記図斜線部分) は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 (別紙)、<u>文字一覧のとおり</u> ・約束手形用紙 (ひな型) 別紙参照 <u>支払場所欄下に QRコード欄を追加</u></p>	<p>4.</p> <p>(2) 金額をアラビア数字 (算用数字、1、2 3・・・) で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには、※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。</p> <p>(新設)</p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印して下さい。</p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺 (クリアーバンド) などの余白部分 (下記図斜線部分) は使用しないでください。</p> <p>(新設)</p> <p>・約束手形用紙 (ひな型) (追加)</p>

為替手形用法 新旧対照表

新 (改定後)	旧 (改定前)
<p>5.</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3・・・)で記入するときは、チェッカーライターを使用し、金額の頭には「〒」を、その終わりには、「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。</u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印して下さい。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧(別紙)、<u>文字一覧のとおり</u></p>	<p>5.</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3・・・)で記入するときは、チェッカーライターを使用し、金額の頭には「〒」を、その終わりには、※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壺、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。</p> <p>(新設)</p> <p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印して下さい。</p> <p>(新設)</p>

小切手用法 新旧対照表

新 (改定後)	旧 (改定前)
<p>4.</p> <p>(2) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p>(3) 金額をアラビア数字 (算用数字、1、23・・・) で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには、「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所に姓だけを自署してください。<u>ただし、訂正の記載などが、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記が QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>8. 小切手用紙は、当金庫所定の受取書に自署のうえ請求してください。</p> <p>◎金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 (別紙)、<u>文字一覧のとおり</u></p>	<p>4.</p> <p>(2) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。</p> <p>(3) 金額をアラビア数字 (算用数字、1、23・・・) で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには、※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(新設)</p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印して下さい。</p> <p>6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。</p> <p>8. 小切手用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。</p> <p>(新設)</p>

当座勘定規定（専用約束手形口用） 新旧対照表

新（改定後）	旧（改定前）
<p>第7条.（手形の支払）</p> <p><u>（2）前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みま</u> <u>す)があります。</u></p> <p><u>（3）当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続きをしてください。</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（2）（同左）</p>
<p>第8条.（手形用紙）</p> <p><u>（2）当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u></p> <p><u>（3）手形用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を交付します。</u></p> <p><u>（4）専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</u></p> <p><u>（5）当座勘定から支払をした専用約束手形用の紙はその支払日から3カ月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>（6）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（2）（同左）</p> <p>（3）（同左）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
<p>第14条.（印鑑照合等）</p> <p>（1）手形、請求書、諸届け書類に使用された印影または署名<u>(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)</u>を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>（1）手形、請求書、諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>

(2) 手形として使用された用紙(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

(削除)

第 25 条 (成年後見人等の届出)

第 26 条 (保険事故発生時における預金者からの相殺)

第 27 条 (規定の改定)

(2) 手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

第 25 条 (個人信用情報センターへの登録)

個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6カ月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。

1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。
2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。

第 26 条 (成年後見人等の届出)

第 27 条 (保険事故発生時における預金者からの相殺)

第 28 条 (規定の改定)